徳島県国民健康保険団体連合会　御中

国保連合会申請用

**概算前払申請書**

　　　診療報酬等の概算前払について、「概算前払額の調整方法に関する同意」の内容に

同意の上、申請します。

**（締切：令和２年６月５日必着）**申込日　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 都道府県名 |  | （都道府県コード：　　　） |
| 医科・歯科・調剤・訪問看護 | ※該当箇所を○で囲んでください。※併設する保険医療機関等については、それぞれ申請が必要となります。１．医科　　３．歯科　　４．調剤　　６．訪問看護 |
| 保険医療機関・保険薬局訪問看護ステーションコード番号（７桁） |  |  |  |  |  |  |  |
| 保険医療機関・保険薬局訪問看護ステーション名称 |  |
| 電話番号 |  |
| 担　当 | 部署名 | ※部署がない場合は「なし」と記入してください。 |
| 担当者氏名 |  |
| 概算前払額の調整方法に関する同意 | １．７月支払分の診療報酬等から減額調整します。２．上記で不足する場合には、残額を振込により一括調整します。（万が一、７月27日の納期までに振込が行われなかった場合は、８月支払分以降の診療報酬等から減額調整します。） |
| チェックがない場合は申請を受け付けることができません。← 上記内容に同意します　　　　　 |

注　社会保険診療報酬支払基金による診療報酬等の支払についても、概算前払を希望される場合は、別途、社会保険診療報酬支払基金にも申請が必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| **申請先・お問合せ先****(8:30～17:00)** | 〒771-0135　徳島県徳島市川内町平石若松78-1 　徳島県国民健康保険団体連合会　総務課TEL：088-666-0111 |

●　概算前払額決定通知書は、後日、診療（調剤）報酬等支払額決定通知書の住所に送付します。

●　申請によって得た個人情報は、概算前払及びそれに付随する減額調整業務以外の目的には使用いたしません。